

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-262709
(P2007-262709A)

(43) 公開日 平成19年10月11日(2007.10.11)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
E O 4 H 13/00 (2006.01)	E O 4 H 13/00 A	3 F O 2 2
B 6 5 G 1/00 (2006.01)	B 6 5 G 1/00 5 3 1	
G O 6 Q 50/00 (2006.01)	G O 6 F 17/60 1 3 6	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2006-87235 (P2006-87235)	(71) 出願人	506103717 株式会社セレコム 福島県郡山市図景2丁目1-11
(22) 出願日	平成18年3月28日 (2006.3.28)	(74) 代理人	100078695 弁理士 久保 司
		(72) 発明者	岸本 武勝 福島県郡山市安積町荒井下権現33-3 Fターム(参考) 3F022 DD03 FF01 LL31 MM01 MM17 MM22

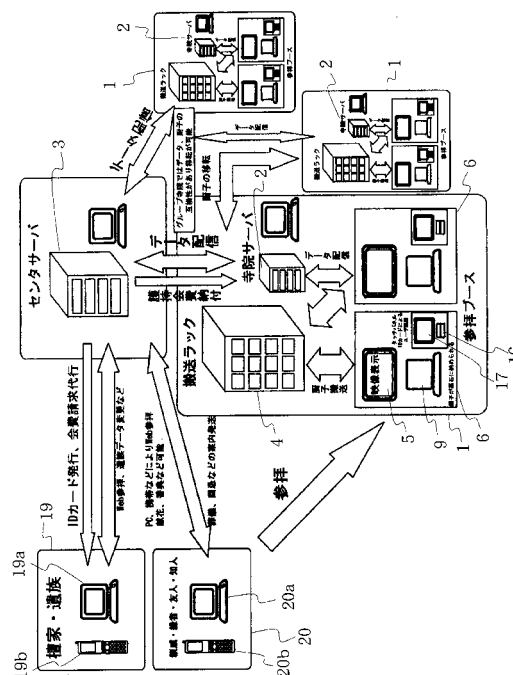
(54) 【発明の名称】 墓参システム

(57) 【要約】

【課題】土地の値段が高く、十分な墓地スペースを確保できない都市部でも、多数の墓所を設営でき、参拝に際しても快適な参拝状況を確認可能な十分な参拝効率とを同時に実現すると共に、参拝者に自分の家の墓にお参りする実感、気分を与えることができる墓参システムを提供する。

【解決手段】寺院システム1として、厨子7を収納ラック4に自動的に収納したり取り出す全自動収納システムと、遺影、戒名、没年、その他契約者が希望した写真や動画等の映像を映し出すディスプレイ5を有する参拝ブース6とからなり、前記全自動収納システムにより取り出された厨子7を収納するものとして墓石9を前記ディスプレイ5と組合せて参拝ブース6に設け、前記寺院システム1を複数組み合わせ、それぞれの寺院システム1は寺院サーバ2を有してセンタサーバ3に対してデータ配信の往来が可能に接続され、各寺院システム1は収納ラック4の厨子が規格化されて相互に移転可能である。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

1 寺院システムとして、厨子を収納ラックに自動的に収納したり取り出す全自動収納システムと、遺影、戒名、没年、その他契約者が希望した写真や動画等の映像を映し出すディスプレイとを有する参拝ブースとからなり、厨子は側面に家名等を彫り込む石版を取り付けた箱体内部に骨壺を納めたものであり、前記全自動収納システムにより取り出された厨子を収納するものとして前記石版部分が顕出される窓部を設けた墓石を前記ディスプレイと組合せて参拝ブースに設け、さらに、前記 1 寺院システムをグループ寺院として複数組み合わせ、それぞれの寺院システムは寺院サーバを有してセンタサーバに対してデータ配信の往来が可能に接続され、各寺院システムは収納ラックの厨子が規格化されて相互に移転可能であることを特徴とした墓参システム。 10

【請求項 2】

各寺院システムは収納ラックの厨子が移転された場合には、センタサーバ側で移転処理として、センタサーバのデータベース上の寺院コードが変更され、同時に移転元寺院の寺院サーバへデータ削除指示を行い、移転先寺院の寺院サーバでは登録指示が送られ、厨子を運び出した後取り出し完了を寺院サーバへ寺院ターミナルもしくはブースターミナルより知らせることにより、当該寺院サーバ内のデータが削除されることを特徴とする請求項 1 記載の墓参システム。

【請求項 3】

参拝ブースは仕切りなどで区切られ、ブース内または近傍に用意された ID カードリーダーを備え、ID カードリーダーに ID カードを挿入またはタッチパネルなどで ID を入力することで参拝対象を識別し、遺骨を納めた厨子を搬送する請求項 1 または請求項 2 記載の墓参システム。 20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、墓参システムに係るもので、お寺、霊園あるいは葬祭場に建立されている納骨堂等に設置される集合型の納骨壇を利用した墓参システムに関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、納骨堂内のスペースを有効利用する例として、多段ロッカー式の集合型納骨壇を設置し、各集合型納骨壇の前に参拝スペースを確保した納骨堂がある。この構造によると、納骨堂内のスペースを立体的に有効利用できる。 30

【0003】

別の例として、下記特許文献 1 には、納骨堂内には納骨エリアとは別に参拝エリアを設け、納骨エリア内には多段式の棚を設置して、各棚に納骨箱等を保管し、自走式の搬送台車により、納骨エリアで所望の納骨箱を取り出し、参拝エリアまで搬送する方式の納骨堂もある。この構造によると、参拝エリアを納骨エリアと別にしているため、納骨堂内を立体的及び平面的にも有効利用することができる。

【特許文献 1】特開平 2000 - 310062 号公報 40

【0004】

また、下記特許文献 2 には、限られたスペースの納骨堂内に、各飾り壇毎に参拝スペースを確保しながら、多くの遺骨を収納できるようにした自動搬送式納骨壇として、前面に参拝口を有する本体ケース内に、複数のラック及び該ラックを本体ケース内で周回させる無端式搬送機構を配置し、各ラックには遺骨を納めるための厨子等の飾り壇をそれぞれ設置し、無端式搬送機構を駆動制御することにより、各ラックを搬送経路に沿って移動し、目的の飾り壇が設置されたラックを参拝口の位置に停止できるようにしたものが提案されている。

【特許文献 2】特開 2003 - 227246 号公報

【0005】 50

さらに下記特許文献3では、骨壺を立体式に納めた納骨堂からコンピュータで制御する搬送手段によりID番号に応じた骨壺を選択して礼拝堂の祭壇まで搬出し、礼拝後は上記搬送手段により納骨堂に骨壺を搬送する立体式の自動墓所において、上記祭壇の参拝者と対向する位置に、上記骨壺に納骨されている故人を偲ぶ事項の表示手段を設けるものが提案されている。

【特許文献3】特開平10-115125号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

前記の多段ロッカー式構造では、段数を多くして収納量を増やそうとしても、参拝者に対して上段側あるいは下段側の棚の納骨箱は不自然な高さに位置し、お供え等を置きにくくなると共に、自然な姿勢で拝みにくくなる。

【0007】

前記特許文献1の自走式台車による搬送式では、納骨堂全域に渡る搬送装置を設置しなければならず、搬送装置が大掛かりなものになると共に、コストが高つく。

【0008】

前記特許文献2の無端式搬送機構によるラック式の納骨堂では、限られたスペースの納骨堂内に各納骨壇毎の参拝スペースを確保しながらも、立体的かつ平面的に納骨堂内を有効利用することができるが、一台のラックでは収納に限界があるので、遺骨収納量の数を増やすためにはラックの台数を増やすことになり、無端式搬送機構での搬送制御も複雑なものなる。しかも、ラックにより多数の遺骨が近くまで運ばれてくるのが知れるとあまり感じのよいものではない。

【0009】

前記特許文献3の立体式の自動墓所では、参拝者に自分の家のお墓にお参りする、という気分、実感を与えることができものであるが、納骨堂は、骨壺を収納させるケースを納める区画が上下左右方向に多数形成された棚を複数列備えてなるものであるとはいえ、十分な大きさの納骨堂を設けることができる寺院のみが活用できるものである。

【0010】

本発明の目的は前記従来例の不都合を解消し、複数の寺院をグループ化して相互利用を図ることで、土地の値段が高く、十分な墓地スペースを確保できない都市部でも、多数の墓所を設営できるよう骨壺等の高い収納効率と参拝に際しても快適な参拝状況を提供可能な十分な参拝効率とを同時に実現すると共に、参拝者に自分の家のお墓にお参りする実感、気分を与えることができ、故人を身近に感じた状態でのお墓参りが可能になる墓参システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0011】

前記目的を達成するため請求項1記載の本発明の墓参システムは、1寺院システムとして、厨子を収納ラックに自動的に収納したり取り出す全自動収納システムと、遺影、戒名、没年、その他契約者が希望した写真や動画等の映像を映し出すディスプレイとを有する参拝ブースとからなり、厨子は側面に家名等を彫り込む石版を取り付けた箱体内部に骨壺を納めたものであり、前記全自動収納システムにより取り出された厨子を収納するものとして前記石版部分が顕出される窓部を設けた墓石を前記ディスプレイと組合せて参拝ブースに設け、さらに、前記1寺院システムをグループ寺院として複数組み合わせ、それぞれの寺院システムは寺院サーバを有してセンタサーバに対してデータ配信の往来が可能に接続され、各寺院システムは収納ラックの厨子が規格化されて相互に移転可能であることを要旨とするものである。

【0012】

請求項1記載の本発明によれば、まず、自動搬送納骨堂システムを提供するものである。近年墓地確保が難しくなっているのとあわせ生活習慣の変化などにより個々のニーズに合わせた墓地が要求されるようになってきている。そこで、墓石と遺骨を別体とし遺

骨は骨壺ごと遺骨収納厨子と呼ぶ箱に収納し、参拝者が訪れるたび参拝ブースへ自動搬送参拝にすることで墓石や参拝スペースを共有し墓地を低価格で提供することを可能にする。

【0013】

また、屋内に墓石を設置し墓参に伴う掃除を排除でき、ブースごとに意匠を変更することも可能にすることにより参拝者の国籍人種宗教宗派を問わず幅広い利用を可能にできる。しかも遺骨収納厨子を必要最小限の寸法にすることにより土地の有効活用が見込める。

【0014】

さらに、ブースに設置してある墓石内に厨子の一面に取り付けた石版を参拝者から見える位置に厨子を納めることで、墓石が完成し参拝が可能になるので、より自分の家の墓にお参りする実感、気分を与えることができる。

10

【0015】

また、参拝が可能な状態では墓石近傍に用意された映像装置にて故人の遺影、戒名、その他の映像が表示されるので、参拝者に自分の家の墓にお参りする実感、気分を与えることができ、故人を身近に感じた状態でのお墓参りが可能になる。

【0016】

さらに、自動搬送納骨堂システムで使用される遺骨収納厨子の規格化により系列システムを導入している納骨堂間の移動を可能にすることで、転居などによって遠距離になり墓参が難しくなるようなことが多くあり、そのために墓地の移転を行なう場合受入墓地が確保しづらい、また費用がかかるなどのことを解消できる。

20

【0017】

しかも、センタサーバを置くことによりインターネットを介したユーザからのアクセス（ネット参拝や転居などの登録情報変更）を一元管理することが可能になり遺骨収納厨子の転居も可能になる。また、統括する管理会社により管理費などの一元管理も可能になり設置寺院の省力化も実現する。

【0018】

請求項2記載の本発明は、各寺院システムは収納ラックの厨子が移転された場合には、センタサーバ側で移転処理として、センタサーバのデータベース上の寺院コードが変更され、同時に移転元寺院の寺院サーバヘデータ削除指示を行い、移転先寺院の寺院サーバでは登録指示が送られ、厨子を運び出した後取り出し完了を寺院サーバへ寺院ターミナルもしくはブースターミナルより知らせることにより、当該寺院サーバ内のデータが削除されることを要旨とするものである。

30

【0019】

請求項2記載の本発明によれば、収納ラックの厨子が移転された場合の処理を確実に行なうことができる。

【0020】

請求項3記載の本発明は、参拝ブースは仕切りなどで区切られ、ブース内または近傍に用意されたIDカードリーダーを備え、IDカードリーダーにIDカードを挿入またはタッチパネルなどでIDを入力することで参拝対象を識別し、遺骨を納めた厨子を搬送することを要旨とするものである。

40

【0021】

請求項3記載の本発明によれば、IDカードリーダーにIDカードを挿入またはタッチパネルなどでIDを入力することで、面倒な操作を行わずに、スムーズな進行が確保できる。

【発明の効果】

【0022】

以上述べたように本発明の墓参システムは、土地の値段が高く、十分な墓地スペースを確保できない都市部でも、多数の墓所を設営できるよう骨壺等の高い収納効率と参拝に際しても快適な参拝状況を確保可能なものであり、また、参拝者に自分の家の墓にお参りする実感、気分を与えることができ、故人を身近に感じた状態でのお墓参りが可能になるも

50

のである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

以下図面について本発明の墓参システムを詳細に説明する。図1は本発明の墓参システムの1実施形態を示す説明図で、本発明は、まず、墓石と遺骨を別体とし遺骨は骨壺ごと遺骨収納厨子と呼ぶ箱に収納、参拝者が訪れるたび参拝ブースへ自動搬送し、これを参拝にする寺院システム1を形成した。

【0024】

寺院システム1は寺院ごとにデータベース、システム管理サーバである寺院サーバ2を用意し寺院単独でも運用が可能な形態をとり、かつ、統括する管理会社としてのセンタに統括するサーバであるセンタサーバ3を準備して、各寺院システム1をグループ寺院として複数組み合わせ、それぞれの寺院システム1は寺院サーバ2を有してセンタサーバ3に対してデータ配信の往来が可能に接続した。

10

【0025】

また、センタサーバ3はユーザとしての檀家・遺族19や親戚・縁者・友人・知人など20の端末パソコン19a, 20a、携帯端末19b, 20bに対しても接続し、これらに対してネット参拝などインターネット経由でのサービスを行い、かつ、センタサーバ3を置くことによりインターネットを介したユーザからのアクセス(ネット参拝や転居などの登録情報変更)を一元管理する。また、統括する管理会社により管理費などの一元管理も行い、設置寺院の省力化も実現する。

20

【0026】

先に寺院システム1について説明する。寺院システム1は厨子を収納ラック4に対して自動的に収納したり取り出す全自動収納システムと、遺影、戒名、没年、その他契約者が希望した写真や動画等の映像を映し出す液晶テレビによるディスプレイ5を有する参拝ブース6とからなる。

【0027】

厨子7を図10~図12に示すと、厨子7は規格化されたもので、必要最小限の大きさとしてのステンレス製の直方体形状の箱体であり、上面にふた7aをネジ止めして、内部に骨壺を納めることができるものとした。

【0028】

また、図示は省略するが、側壁面に家名等を彫り込む石版8を受け止める爪を形成してあり、この爪を用いて石版8を側壁面に取り付けた。

30

【0029】

参拝ブース6は仕切りなどで区切られた区画として複数並列されるもので、図2に示すように参拝ブース6は前記ディスプレイ5の下側に、前記厨子7を納めることができる墓石9を設置した。この墓石9は厨子7を収納した際に前記石版8の部分が顕出される窓部9aを中央に形成している。

【0030】

図中10は花立、11は棚、12は引き出しであり、この参拝ブース6はそれぞれ自動ドア14を備える。図中13は自動ドア14のエンジンボックスである。

40

【0031】

本実施形態では、参拝ブース6はカウンター15を設け、前記墓石9はこのカウンター15の上に位置し、また、ディスプレイ5はさらにその上にある。また、棚11の前端下側にIDカードリーダー16を設けた。前記引き出し12はカウンター15の下に形成される。

【0032】

図4、図5に示すように収納ラック4は建屋内に多数並べまた上下多数段に設置され、その内部に收容される厨子7を自動で取り出して参拝ブース6まで運び、墓石9に収めるベルトコンベア21, 22, 23が設けられ、これらのベルトコンベア21, 22, 23はコンピュータ等で自動制御されるものとして、厨子7を収納ラック4に自動的に収納し

50

たり取り出す全自動収納システムが形成されている。

【0033】

なお、このような全自動収納システムについては種々の方法が想定でき、特開2000-310062号公報にあるような方式を採用することもその1つである。この特開2000-310062号公報では、例えば2列のスチール製組立ラックであり、2列を一台の收容棚の間には搬送装置として、昇降モータより駆動力を得て收容棚側部に備わる昇降マストを上下行する昇降リトリーパーと、該昇降リトリーパー上にチェーンやローラー等の駆動部を介して設けられ、收容棚ベイ方向に横行自在な横行クラブとが取り付けられており、両者を制御するコンピュータ等の指示により両者連動して円滑な搬送を行なう。

【0034】

図6は寺院システム1の寺院サーバ2の装置環境を示すもので、この寺院サーバ2にはルータ25が接続されており、また、ブースターミナル18が接続され、このブースターミナル18にはタッチパネル17やカードリーダー16、ディスプレイ5、自動ドア14が接続される。タッチパネル17は参拝ブース6内または近傍に置かれ、前記IDカードリーダー16との併用でIDを入力するのに使用される。ブースターミナル18は参拝ブース6内に設置された機器(カードリーダー16、タッチパネル17、ディスプレイ5)と接続される。

10

【0035】

26はVODストレージ、29はラックコントロールサーバ、27はルータまたはモデム、24は寺院ターミナル、28はレーザープリンタである。VODストレージ26はビデオ配信用のデータを蓄積するもの、ラックコントロールサーバ29は収納ラック4から厨子7を取り出したりするときに使用する機器の制御を行なうものである。このラックコントロールサーバ29にブースターミナル18から寺院サーバ2を経由して厨子の搬出、収納を命令する。ルータまたはモデム27は各寺院とセンタとの間のインターネット回線を経由するためインターネットに接続するためのルータまたはモデムである。寺院ターミナル24は、寺院内もしくは寺院を直接管理する事務所などに設置しその寺院に收容されている契約者情報、入金状況、葬儀法要情報などを閲覧、管理するための端末である。設置寺院と住職の自宅などが離れている場合を想定し寺院ターミナル2のみでインターネットに接続するような構成になっている。

20

【0036】

図8に参拝ブース6での動作フローを示す。受付はIDカードがある場合と、ない場合に分かれる。

30

【0037】

ある場合は、参拝者はIDカードをIDカードリーダー16にかけると、該当データの詳細が調べられ、カードがある人であると決定すると、「参拝の準備をしております」とのメッセージが出され、厨子7が収納ラック4から自動で取り出り出されてして参拝ブース6まで運ばれ墓石9に収められる。参拝者がIDカードもしくはタッチパネル17にて認証を行って参拝開始になるとブースターミナル18から寺院サーバ2へID情報と厨子搬送要求(収納ラック4から参拝ブース6へ)が送られ、寺院サーバ2はID情報から厨子7のラック番号(収納ラック4にそれぞれ識別番号がついている)を引きラックコントロールサーバ29へ厨子7の搬送要求(収納ラック4から参拝ブース6へ)を出す。

40

【0038】

「参拝の用意が出来ました」のメッセージがながれ、自動ドア14が開き、参拝中となる。

【0039】

カードなしの場合には、タッチパネル17で、故人の名前で検索、施主の名前で検索、電話番号で検索の方法が選択でき、データがある場合は前記カードありの場合と同じく該当データの詳細が検討される。

【0040】

該当データの詳細がない場合には、参拝者の名前の登録が行われ、郵便番号の登録が行

50

われ、郵便番号から住所の途中までの検索がなされ、住所の続きの登録が行われ、電話番号の登録が行われ、入力内容の確認がなされてから、前記カードありの場合と同じく、「参拝の用意が出来ました」のメッセージがながれ、自動ドア14が開き、参拝中となる。参拝者が参拝終了（参拝中タッチパネル17に参拝終了ボタンを表示）にするとブースターミナル18から寺院サーバ2へID情報と厨子搬送要求（参拝ブース6から収納ラック4へ）が送られ、寺院サーバ2はID情報から厨子7のラック番号を引きラックコントロールサーバ29へ厨子7の搬送要求（ブースからラックへ）を出す。

【0041】

図7はセンタサーバ3の装置環境を示すもので、このセンタはこのセンタサーバ3の他にWebサーバ3a、VODストレージ3b、ルータ25、プリンタ28、センターターミナル30、カードリーダーライタ31、スキャナ32を備える。

10

【0042】

図9にセンタサーバ3と寺院サーバ2との関係を示す。本発明では、センタサーバ3を置くことによりインターネットを介したユーザからのアクセス（ネット参拝や転居などの登録情報変更）を一元管理することが可能になり、遺骨収納厨子7の転居も可能になる。

【0043】

この転居については、図9に示すように、センタサーバ3側で移転処理を行なうとセンタサーバ3のデータベース上の寺院コードが変更され、同時に移転元寺院の寺院サーバ2へデータ削除指示がなされ、移転先寺院の寺院サーバへ登録指示が送られる。

【0044】

寺院サーバ2内のデータが削除されるのは厨子7を運び出した後取り出し完了を寺院サーバ2へ寺院ターミナル24もしくはブースターミナル18より知らせることにより行われる。

20

【0045】

厨子7の移動はセンタより運送業者を手配し、移転元寺院より移転先寺院へ運搬する。

【0046】

センタサーバ3があるセンタ側の作業フローを図13に示す。契約処理時には、契約者情報の登録が行われ、IDカードを発行する。このIDカードは発送される。

【0047】

日次処理としては、前記のごとく転居依頼がある場合には、寺院および運送会社へ移転作業依頼を行い、IDカードを発行し、このIDカードは発送される。

30

【0048】

葬儀、回忌の依頼があった場合には寺院へ葬儀、回忌の依頼を行い、葬儀、回忌の案内状を発送する。

【0049】

月次処理として、集金代行入金の確認を行い、振込みを行なう。

【0050】

次にインターネット（Web）参拝について説明する。Webサーバによりインターネットを介した参拝が可能である。寺院もしくはセンタにWebサーバを置きユーザのデータとリンクすることによりWeb参拝を実現する。葬式が行なわれる際、ネット上で参拝が可能である。また、参拝ブース6の参拝の様子などをWeb上で配信、法要などに遠隔から参列することが可能になる。

40

【0051】

インターネット管理の契約者側のフローを図14に、Web参拝のフローを図15に示す。

【0052】

先に述べたように、檀家・遺族19や親戚・縁者・友人・知人など20は端末パソコン19a, 20a、携帯端末19b, 20bを有するものであり、これらを介してインターネット（Web）アクセスが可能である。

【0053】

50

図15に示すように、ログインが出来ると、参拝画面になり、1. 献花、焼香、2. 香典、3. 映像選択、4. 参拝終了のメニューのいずれかから選択する。

【0054】

1. 献花、焼香は有料のものと無料のものがあり、無料のものは画面上に表示されるだけの簡易なものである。有料のものは実際にそのサービスが実行されるが、カードによる入金を必要とし、カード決済などで料金を支払うと後日寺院担当者が実際に献花、焼香を行なう。2. 香典を選択した場合には、同様にカード決済で、香典、献花等を行なう事が出来、決済された金額は喪主へ支払われる。また、葬式を行なった後でも、現地に行かなくても参拝をし、香典を送ることが可能である。

【0055】

3. 映像選択のメニューを選択した場合、閲覧できる映像一覧が画面にでて、映像選択を行い、映像が表示される。お盆など、お墓参りに行けない人の為に、インターネット上で墓参する事が可能である。なお、映像はカメラを寺院サーバ2に接続して撮影の配信を行なう。

【0056】

さらに、このインターネット(Web)参拝は、葬儀についても同様に利用することができる。

【0057】

49日や三回忌等の連絡を管理画面のユーザの連絡先リストに登録し、案内を送ることが可能である。

【0058】

図14に示すように、ログインが出来ると、管理画面になり、1. 登録情報確認変更、住所録確認変更、2. 参拝履歴確認、3. 予約、4. 移転手続き、5. 終了のメニューから選択を行なう。

【0059】

1. 登録情報確認変更、住所録確認変更を選択した場合には、データベースより情報が引き出されて登録情報画面、住所録画面となり、変更の作業が可能となる。

【0060】

2. 参拝履歴確認を選択した場合は参拝履歴がデータベースより参拝履歴が引き出され、3. 予約を選択した場合はデータベースより予約情報が引き出され、予約可能一覧が表示され、予約日選択が可能となり、4. 移転手続きを選択した場合はデータベースより移転情報が引き出され、移転申し込み画面となり、移転先の登録が可能となる。「4. 移転手続」は図9に示す遺骨収納厨子7の転居の場合である。

【0061】

このように、本発明では、管理会社で、檀家の登録、カードの発行を行なうことで、寺院で檀家管理をする必要がない。遺影の取り込み、参拝時の画像の加工も管理会社で行なう。年会費等の回収も管理会社で行い、収納管理の手間がかからない。次月の三回忌の檀家一覧など、各種帳票が簡単に出せ、檀家への連絡(郵送)についても管理会社で発送をする。このように、檀家の管理、収納管理等を管理会社で代行して行なうので、寺院側の手間を省くことが可能である。

【図面の簡単な説明】

【0062】

【図1】本発明の墓参システムの1実施形態を示す説明図である。

【図2】本発明の墓参システムの参拝ブースの正面図である。

【図3】本発明の墓参システムの参拝ブースの側面図である。

【図4】収納ラック設置部分の平面図である。

【図5】収納ラック設置部分の側面図である。

【図6】寺院システムの寺院サーバの装置環境を示す説明図である。

【図7】センタサーバの装置環境を示す説明図である。

【図8】参拝ブースでの動作フロー図である。

10

20

30

40

50

【図 9】センタサーバと寺院サーバの関係の動作フロー図である。

【図 10】厨子の正面図である。

【図 11】厨子の蓋を除いた状態の平面図である。

【図 12】厨子の蓋の平面図である。

【図 13】センタの作業を示すフロー図である。

【図 14】インターネット管理の契約者側のフロー図である。

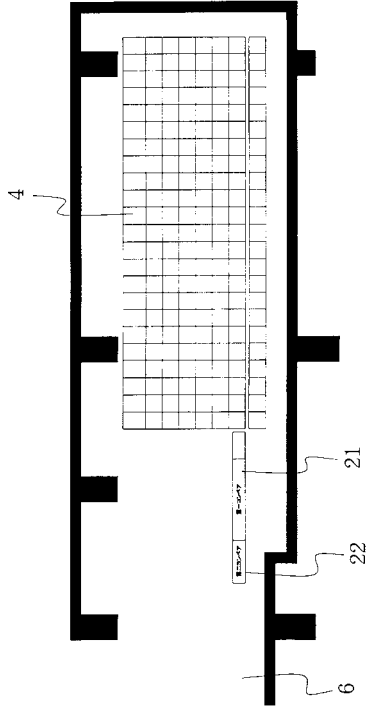
【図 15】インターネット参拝のフロー図である。

【符号の説明】

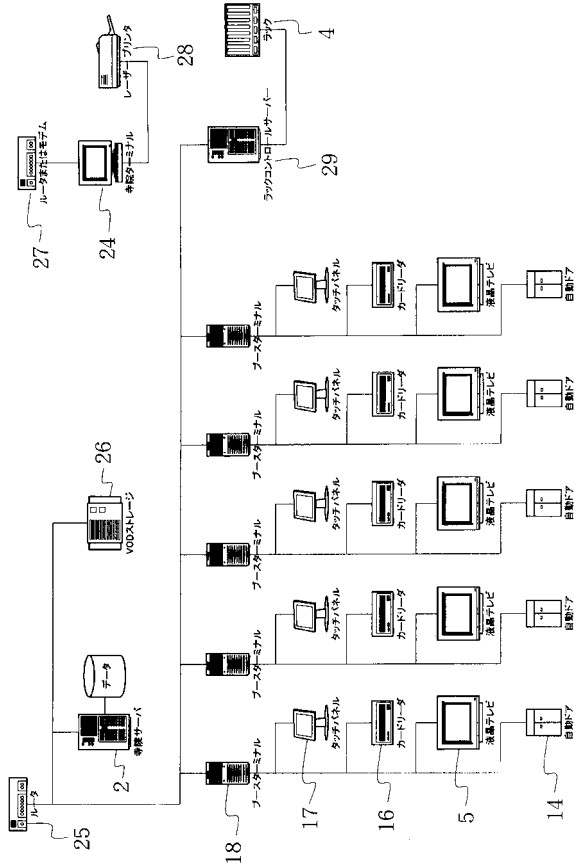
【0063】

1 ... 寺院システム	2 ... 寺院サーバ	10
3 ... センタサーバ	3 a ... W e bサーバ	
3 b ... V O Dストレージ	4 ... 収納ラック	
5 ... ディスプレー	6 ... 参拝ブース	
7 ... 厨子	7 a ... ふた	
8 ... 石版	9 ... 墓石	
9 a ... 窓部	10 ... 花立	
11 ... 棚	12 ... 引き出し	
13 ... エンジンボックス	14 ... 自動ドア	
15 ... カウンター	16 ... カードリーダー	
17 ... タッチパネル	18 ... ブースターミナル	20
19 ... 檀家・遺族	19 a , 20 a ... 端末パソコン	
19 b , 20 b ... 携帯端末	20 ... 親戚・縁者・友人・知人など	
21 , 22 , 23 ... ベルトコンベア		
24 ... 寺院ターミナル	25 ... ルータ	
26 ... V O Dストレージ	27 ... ルータまたはモデム	
28 ... プリンタ	29 ... ラックコントロールサーバ	
30 ... センターターミナル	31 ... カードリーダーライタ	
32 ... スキャナ		

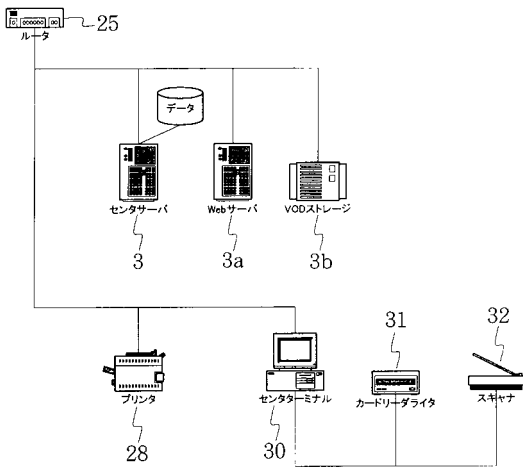
【 図 5 】



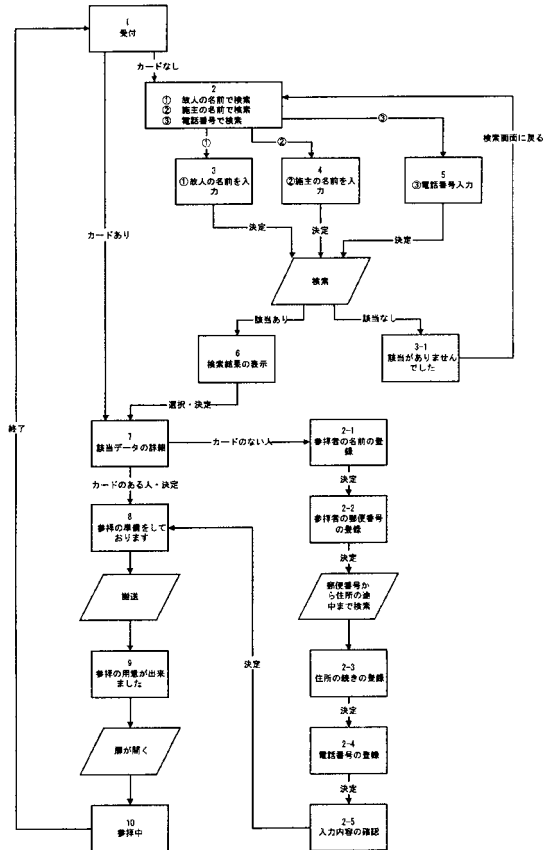
【 図 6 】



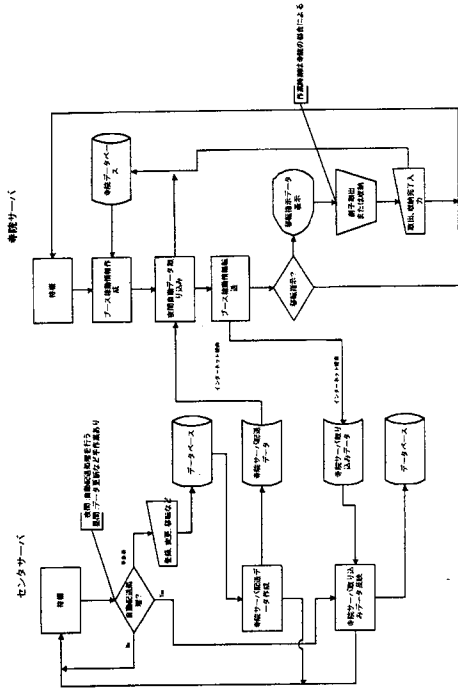
【 図 7 】



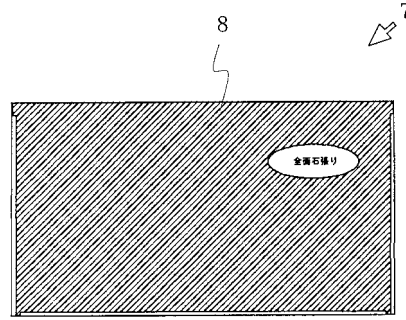
【 図 8 】



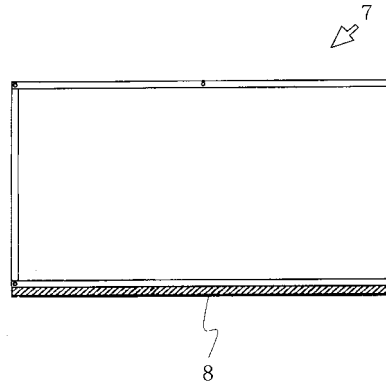
【 図 9 】



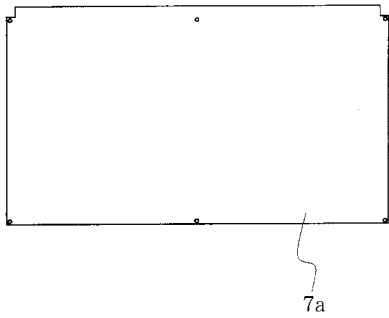
【 図 10 】



【 図 11 】



【 図 12 】



【 図 13 】

